

預金規定等改定のお知らせ

当金庫では下記のとおり預金規定等を改定しますので、お知らせいたします。
なお、改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定理由

- （1）手形・小切手機能の電子化に伴う対応
 - ・ 手形・小切手振出終了
 - ・ 他行庫振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了
- （2）預金商品の新規取扱終了

3. 対象となる預金規定等

項番	規定名	手形・小切手機能の電子化		新規取扱終了
		振出終了	他行庫振出手形・小切手入金扱い受付終了	
1	当座勘定規定（一般用）	○	○	
2	普通預金規定		○	
3	普通預金規定（無利息型）		○	
4	貯蓄預金規定		○	○
5	納税準備預金規定		○	○
6	通知預金規定（証書式・通帳式共通）			○
7	代金取立規定	○		

4. 改定内容

- （1）手形・小切手機能の電子化に伴う対応
各規定について、以下の条項を改定します。

当座勘定規定（一般用）（下線部分を追加・削除）

新	旧
第 1 条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払い場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4）【省略】	第 1 条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4）【省略】

第 7 条（手形、小切手の支払等） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （２）～（４）【省略】	第 7 条（手形、小切手の支払等） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）～（４）【省略】
第 8 条（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。 （３）～（６）【省略】	第 8 条（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （３）～（６）【省略】
第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （２）【省略】	第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （２）【省略】
第 19 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> （２）【省略】	第 19 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （２）【省略】
〈約束手形用法〉 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	〈約束手形用法〉 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
〈為替手形用法〉 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	〈為替手形用法〉 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
〈小切手用法〉 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	〈小切手用法〉 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

普通預金規定、普通預金規定（無利息型）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定（下線部分を追加）

新	旧
2.（証券類の受入れ） （1）この預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5）【省略】	2.（証券類の受入れ） （1）この預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 （2）～（5）【省略】

代金取立規定（下線部分を追加）

新	旧
1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

（2）預金商品の新規取扱終了
各規定について、末尾に以下の文言を追加します。

貯蓄預金規定、納税準備預金規定（下線部分を追加）

新	旧
<u>（2022年4月1日以降、新規取扱中止）</u>	

通知預金規定（証書式・通帳式共通）（下線部分を追加）

新	旧
<u>（2022年4月1日以降、取扱中止）</u>	

＜電子化に向けた当金庫の取組み＞

内容	実施（予定）日
当座預金の新規口座開設停止	2024年12月2日（月）
2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止（手形割引を含みます）	
払戻請求書による当座勘定からの払戻開始	2025年1月6日（月）
銀行振出小切手の発行受付終了	2026年1月30日（金）
手形・小切手の発行受付終了	2026年3月31日（火）
手形・小切手の最終振出期限の設定	2026年9月30日（水）
他行庫振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了	2026年9月30日（水）
手形割引、商業手形譲渡担保貸付の受付終了	2026年9月30日（水）
未使用手形・小切手用紙の買戻し受付開始	2026年10月1日（木）

＜代替サービスのご案内＞

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがございます。

「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）による振込」や「さいしんでんさいサービス」など、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

○ さいしんダイレクトビジネス

https://www.saishin.co.jp/houjin/service/direct_business/



○ さいしんでんさいサービス

<https://www.saishin.co.jp/houjin/service/densai/>



以上